

姫路市透析ハイリスク者予防事業

次の3つの内容を推進することにより、かかりつけ医における糖尿病及び糖尿病性腎臓病（DKD）管理を支援する。

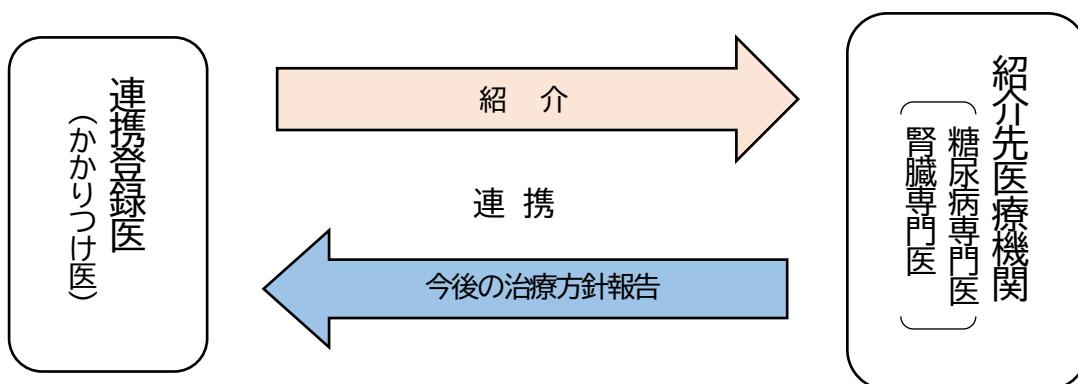
（1）医療機関連携（DKD連携）システム

①紹介基準の設定 【別紙1】

- ・姫路市独自の糖尿病及び糖尿病性腎臓病（DKD）の紹介の目安となる基準を設定する。
- ・かかりつけ医は、紹介基準に該当する等、糖尿病、腎機能の管理で助言を必要とする場合、当該患者を紹介先医療機関へ紹介する。
- ・紹介先医療機関は、糖尿病、腎機能等を確認・評価し、今後の治療方針等をかかりつけ医に助言し、かかりつけ医でのフォローに資する。また、再紹介が望ましい時期についても提示する。

②連携登録医、紹介先医療機関の登録・公表 【別紙2】

- ・糖尿病、腎機能の管理に関する評価ができ、かかりつけ医に助言を行う医療機関を「紹介先医療機関（糖尿病専門医療機関、腎臓専門医療機関）」として登録し、ホームページで公表する。



（2）栄養食事指導事業システム

①姫路市栄養食事指導事業

- ・栄養食事指導が必要にもかかわらず、指導を受ける機会のない糖尿病患者に対し、管理栄養士が介入し指導を実施する。

※当事業を利用するためには、連携登録医または紹介先医療機関の登録が必要

（3）情報提供システム

- ・かかりつけ医を対象とした糖尿病及び糖尿病性腎臓病（DKD）に関する研修会を実施する。
- ・その他、本事業に関連する情報提供をメーリングリスト等で発信する。

姫路市医療機関連携（DKD連携）システム

I. 紹介対象患者

糖尿病と診断され、腎機能、尿検査異常のある患者

※紹介先医療機関で外来診療の後は、かかりつけ医での診療に戻ります。
 (かかりつけ医が紹介先医療機関での継続的な診療を希望する場合を除く)

II. 紹介先区分

区分	対応
糖尿病専門医療機関 へ紹介	糖尿病専門医の管理が必要と考えられるため、糖尿病専門医療機関へ紹介
腎臓専門医療機関 へ紹介	腎機能評価等が必要なため、腎臓専門医療機関へ紹介

III. 紹介の目安

尿蛋白定性検査		(一)	(±)	(1+~)
尿アルブミン		正常	微量アルブミン尿	顕性アルブミン尿
eGFR (mL/分/1.73m ²)	60 以上		糖尿病専門医療機関	糖尿病専門医療機関
	45~59		糖尿病専門医療機関	糖尿病専門医療機関
	30~44	腎臓専門医療機関	糖尿病専門医療機関	糖尿病専門医療機関
	15~29	腎臓専門医療機関	腎臓専門医療機関	腎臓専門医療機関
	15 未満	腎臓専門医療機関	腎臓専門医療機関	腎臓専門医療機関

別紙 2

登録医療機関及び連携登録医

1. 登録医療機関の種類

- (1) 連携登録医（かかりつけ医）
- (2) 紹介先医療機関（糖尿病専門医療機関、腎臓専門医療機関）

2. 連携登録医の役割

- (1) 積極的に「姫路市DKD連携システム（紹介基準）」を活用する。
- (2) 紹介先医療機関での診療後は、引き続き連携登録医での治療を基本とする。
(必要により連携登録医は、紹介先医療機関での治療を依頼することができる。)
- (3) 連携登録医は、「姫路市栄養食事指導事業」を利用できる。

3. 登録について

- (1) 登録制とし、名簿掲載及び市ホームページ等公表に同意する。
- (2) 市メーリングリストから登録医療機関に発信される情報を積極的に活用する。